

平成24年3月16日

平成24年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市 財務部 契約検査室 契約課 072 - 674 - 7502

水道部 総務課 072 - 674 - 7952

平成24年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1. 最低制限価格の事後公表(試行)を実施します

平成24年4月から、予定価格3,000万円以上の建設工事において、最低制限価格を事後(開札後)に公表します。近年、多発する抽選による落札を防ぎ、参加業者の積算意欲を高めることを目的とします。

最低制限価格の算定率を下記のとおり公表します。最低制限価格を下回る入札は、失格となりますので、ご注意ください。

なお、予定価格3,000万円未満の建設工事については、従来どおり事前公表とします。

2. 建築関連工事の最低制限価格を変動制に移行し、各建設工事の算定率を公表します

平成24年4月から、建築関連工事の最低制限価格を変動制とし、算定率を公表します。また、土木関連工事、土木機械設備工事(1)、土木電気通信設備工事(2)、下水道機械設備工事(3)及び下水道電気設備工事(4)の算定率も公表します。

建築関連工事	
直接工事費	92%
共通仮設費	87%
現場管理費	67%
一般管理費	29%

土木関連工事	
直接工事費	95%
共通仮設費	90%
現場管理費	70%
一般管理費	30%

・詳しい算定方法及び1~4の算定率は、市ホームページ「高槻市建設工事等における最低制限価格設定要領」に公表しています。

・工事の性質上、上記算定率により難しい場合は、案件ごとに定めます。

3. 不正な働きかけへの対応要領を施行します

公表前に事後公表の最低制限価格を聞き出すことは「不正行為」となります。

「不正行為」は、公正取引委員会や警察への通報、指名停止等の対象となります。

この度の制度変更に伴い、入札情報の漏洩等による職員や参加業者の不正行為を未然に防止できるよう本要領を平成24年4月1日から施行します。

対象となる主な行為

- (1)特定の者に有利となる競争入札参加に関する行為、又は入札参加資格の選定を促す要求行為
- (2)非公表又は公表前における入札参加者、設計金額、積算基準、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格に関する情報漏洩要求行為
- (3)このほか当該行為により特定の者の便宜、利益、又は不利益の誘導につながるおそれのある要求行為

対象とならない主な行為

- (1)公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録されるとき
- (2)通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (3)単に入札等に関する事実、又は手続きの確認であることが明らかなもの

4. 低入札調査制度の失格基準価格を引き上げ、調査基準価格を引き下げます

低価格入札を防止する目的から、平成24年4月より失格基準価格の算定率を引き上げます。特に、安全管理や労働条件の水準を低下させないよう現場管理費の上げ幅を大きく設定します。

また、最低制限価格の設定方法の変更に合わせて、低入札価格調査基準価格の算定率を引き下げます。

失格基準価格		
直接工事費	76%	<u>82%</u>
共通仮設費	72%	<u>75%</u>
現場管理費	56%	<u>65%</u>
一般管理費	24%	<u>27%</u>

低入札価格調査基準価格		
直接工事費	95%	<u>92%</u>
共通仮設費	90%	<u>87%</u>
現場管理費	70%	<u>67%</u>
一般管理費	30%	<u>29%</u>

5. 総合評価落札方式の失格価格を引き上げます

総合評価落札方式の失格価格は、当該制度独自の算定基準を設定しておりましたが、この度の平成24年度制度変更に伴い、「2.の各建設工事の算定率」を採用します。

また、技術評価の評価方法も見直しをします。案件ごとの入札要綱に定めますので、発注時にご確認ください。

その他のお知らせ

6. 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	10日(火)	20日(金)
5月	11日(金)	
6月	1日(金)	22日(金)
7月	13日(金)	27日(金)
8月	24日(金)	

公 告 日		
9月	7日(金)	28日(金)
10月	12日(金)	
11月	2日(金)	30日(金)
12月		
1月	11日(金)	

公告日については変更・追加する場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 公表時間は午後4時30分を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、1階14番法務課情報公開コーナーでもお知らせします。
- (2) 発注内容により必要とする参加条件等を入札要綱で定めますので、ご確認のうえ参加をお願いします。
- (3) 平成24年度市内・準市内土木・建築業者のランク付けを行いました。市ホームページ、契約検査課掲示板及び法務課情報公開コーナーで公開していますのでご確認ください。

一般競争入札において、ケアレスミスによる失格が増加しております。入札書送付前に記載内容や添付書類をもう一度ご確認ください。

(掲示板、情報公開コーナーの設置場所は変わりませんが、4月1日より下記のとおり部署名を変更し、契約課 契約検査課、市民情報課 法務課となります。)

7. 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限に変更はありません

(1) 手持ち工事数の制限は最高3件です。

現に3件(準市内業者は1件)以上の手持ち工事を持っている場合は、本市(水道部を含む)の制限付一般競争入札に参加できません。

なお、手持ち工事とは、本年度の制限付一般競争入札により本市(水道部を含む)と契約した工事(契約手続き中及び共同企業体受注工事を含む)で、完成検査の完了していない工事とします。

「手持ち工事数」と「申込みできる件数」の合計の判断基準は、公告日です。

(2) 同一公告日に申込みできる件数は次のとおりです。

同一日に公告した入札案件に対して申込みできる件数は、技術者を専任配置できる範囲内で、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、特定建設工事共同企業体結成を条件にした入札案件に申込み場合も、代表者及び構成員を問わずそれぞれ1件とします。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件	第1希望・第2希望 いずれか1件
1件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件	
3件	申込みできません	

ただし、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、上の(2)の表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

また、入札参加資格に「市内業者」の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、同一公告日に申込みできる件数の制限を適用しません。

(4) 平成24年度新規業者は、平成24年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。(ただし、過去3年以内に入札参加資格者名簿に登録されていた新規業者については、4月より入札への参加を認めます。)